身体障害者診断書・意見書 (聴覚・平衡・音声機能障害用)

総括表

氏 名	明治 平成 大正 令和	年	月	日生()歳	男	女
住所							
① 障害名(部位を明記) 聴覚、平	衡、音声、言	言語、そし		機能障害	害名に○をし	してくださ	۲۷°
② 原因となった変病・外傷名				後、その他の ち、先天性、			戦災、)
③ 疾病·外傷発生年月日	年 月	目•	場所				
④ 参考となる経過・現症(エック	ス線写真及び	検査所見	を含む	。)			
⑤ 総合所見	障害固定	又は障害の	雀定(推	É定)	年 月	1	日
		再認	定の理	要 • 由:軽減化 期:令和		・その 月	他
⑥ その他参考となる合併症状							
// 1		す。					
診療担当科名 	かき目 「陪		医師氏名		音目を記	7 .]	EI)
原害の程度は、身体障害者福祉 ・該当する ・該当しない			に	相当)	尽元で記。	/ \	
注意 1 障害名には現在起こって 心臓機能障害等を記入し、 帽弁膜狭窄等原因となった 2 歯科矯正治療等の適応の 見書」(別様式)を添付し	原因となった 疾患名を記力 判断を要する	と疾病には してくた	は、緑内 ごさい。	障、先天性	上難聴、脳	6卒中、	僧

1

てお問い合わせする場合があります。

3 障害区分や等級決定のため、地方社会福祉審議会から改めて次頁以降の部分につい

「はじめに」〈認定要領を参照のこと〉

この診断書においては、以下の4つの障害区分のうち、認定を受けようとする障害について、 □に✓を入れて選択し、その障害に関する「状態及び所見」について記載すること。

なお、音声機能障害、言語機能障害及びそしゃく機能障害が重複する場合については、各々 について障害認定することは可能であるが、等級はその中の最重度の等級をもって決定する旨、 留意すること(各々の障害の合計指数をもって等級決定することはしない)。

- □ 聴 覚 障 害 → 『1「聴覚障害」の状態及び所見』に記載すること。
- □ 平 衡 機 能 障 害 → 『2「平衡機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
- □ 音声・言語機能障害 → 『3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
- \square そしゃく機能障害 \rightarrow 『4 「そしゃく機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
- 1 「聴覚障害」の状態及び所見

右	dB
左	dB

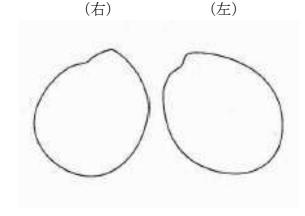
(1) 聴力(会話音域の平均聴力のレベル) (4) 聴力検査の結果(ア又はイのいずれかを 記載する。)

> ア 純音による検査(検査データ添付も可。) オージオメータの型式

(2) 障害の種類(□に**√**を入れること。)

伝	音	性	難	聴
感	音	性	難	聴
混	合	性	難	聴

(3) 鼓膜の状態



イ 語音による絵杏

(5) 身体障害者手帳(聴覚障害)の所持状況 (注)2級と診断する場合、記載すること。

有 · 無

пр р (– от Ф) /	. —	
語音明瞭度	右	%
苗 目	左	%

(2)	その他(今後の見込み等))
(3)	し 障害程度の等級 (下の該当する障害程度の等級の項目の□に √ を入れること。)	J
	① 「そしゃく機能の喪失」(3級)とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機 障害をいう。	幾能の
	具体的な例は次のとおりである。 □ 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの □ 延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む)及び末梢神経障害によるもの	

② 「そしゃく機能の著しい障害」(4級)とは、著しいそしゃく・嚥下機能または、咬合 異常によるそしゃく機能の著しい障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

□ 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの

筋等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの

- □ 延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む)及び末梢神経障害によるもの
- □ 外傷・腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく 筋等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの

□ 外傷・腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく

□□□唇・□蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの

[記入上の注意]

- (1) 聴力障害の認定にあたっては、JIS規格によるオージオメータで測定すること。 dB値は、周波数500、1000、2000Hzにおいて測定した値をそれぞれa、b、cとした場合、 $\frac{a+2b+c}{4}$ の算式により算定し、a、b、cのうちいずれか1又は2において100dBの音が聴取 できない場合は、当該dB値を105dBとして当該算式を計上し、聴力レベルを算定すること。
- (2) 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書 (別様式) の提出を求めるものとすること。
- (3) 小腸機能障害を併せもつ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等が、どちらの障 害によるものであるか等について詳細に診断し、該当する障害について認定することが必要 である。

2	「平衡機能障害」の状態及び所見
3	「音声・言語機能障害」の状態及び所見
4	「そしゃく機能障害」の状態及び所見 (1) 障害の程度及び検査所見 下の「該当する障害」の□に✔を入れ、さらに①又は②の該当する□に✔又は()内 に必要事項を記述すること。 □ そしゃく・嚥下機能の障害 「該当する障害」 □ で合異常によるそしゃく機能の障害」に記載すること。 □ 吹合異常によるそしゃく機能の障害」に記載すること。
	 ① そしゃく・嚥下機能の障害 a 障害の程度 □ 経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行っている。 □ 経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。 □ 経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容・摂取方法に著しい制限がある。 □ その他
	b 参考となる検査所見 ア 各器官の一般的検査 (参考) 各器官の観察点 ・ 口唇・下顎: 運動能力、不随意運動の有無、反射異常ないしは病的反射 ・ 舌 : 形状、運動能力、反射異常 ・ 軟 口 蓋: 挙上運動、反射異常 ・ 声 帯: 内外転運動、梨状窩の唾液貯留

○所見(上記の枠内の「各器官の観察点」に留意し、異常の部位、内容、程度 詳細に記載すること。)	要等を
イ 嚥下状態の観察と検査	
○観察・検査の方法□ エックス線検査(□ 内視鏡検査(□ その他())
○所見(上記の枠内の〈参考1〉と〈参考2〉の観察点から、嚥下状態につい 詳細に記載すること。)	
咬合異常によるそしゃく機能の障害 a 障害の程度	
a 障害の程度 □ 著しい咬合障害があり、歯科矯正治療等を必要とする。 □ その他)
b 参考となる検査所見(咬合異常の程度及びそしゃく機能の観察結果) ア 咬合異常の程度(そしゃく運動時又は安静位咬合の状態を観察する。)	J
【 イ そしゃく機能(口唇・口蓋裂では、上下顎の咬合関係や形態異常等を観察)	<u>丿</u> する。)